

令和2年11月からの電子申請にかかる留意事項等について

令和2年10月27日付厚生労働省保険局保険課発「健康保険組合における電子申請を推進するためのガイドライン第1.1版」が示されました。これに伴い留意事項等のQ&Aをまとめましたので、[こちら](#)をご参照ください。

健康保険組合における電子申請の背景

これまで社会保険手続のうち、厚生年金保険制度等の届出についてはe-Govを利用した電子申請が可能ですが、健康保険組合（以下「健保組合」という。）を受理機関とする電子申請環境は一律に整備されていませんでした。

平成28年6月2日に示された日本再興戦略2016では、「「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押し」することとし、「事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入」を推進することとされました。

これを受け、厚生労働省では、平成29年6月に「「行政手続コスト」削減のための基本計画（令和元年6月改定）」を策定し、健保組合については、「電子申請移行への環境を提供する方策として、届書における本人署名等の省略、電子申請ガイドラインの策定、マイナポータル等を利用した電子申請環境の構築により、電子申請環境が整っていない健保組合への電子申請の導入を図る。」こととし、電子申請環境構築に向けた検討を進めてきました。

平成31年4月18日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議が「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理」を決定し、企業がソフトウェアベンダ等のwebサービスを利用して社会保険・税手続に係る申請に必要なデータを作成し、マイナポータルのAPIを経由して当該データを送信することでオンライン・ワンストップ化を図り、2020年11月頃から順次、ワンストップサービスを開始できるように取組を推進することが示されました。

結果、健保組合に対する電子申請についても、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップとなるよう、マイナポータルを経由する環境を導入することとし、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金など関係機関との調整のうえ、「健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システム」を構築・運用することになりました。これにより特定法人においては、一部届出の電子化が義務化されるとともに、行政手続の簡素化、IT化を推進することを目的とした、取組の一つとして健保組合に対する電子申請の導入が図られることとなりました。